



八千代市監査公表第8号
令和元年8月19日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 木下映実

監査結果公表

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による上下水道局の監査を行ったので、次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の対象機関

上下水道局

- (1) 経営企画課
- (2) 給排水相談課
- (3) 上水道課（村上給水場を含む。）
- (4) 下水道課

2 監査の範囲

平成30年度（平成31年3月末現在）における上下水道局所管の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

3 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

4 監査の期間

令和元年5月7日から同年8月16日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的ののっとして執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関ごとの所見（指摘事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	会計	区分	内容
経営企画課			特に指摘，要望する事項はない。
給排水相談課	水道事業会計・公共下水道事業会計	指摘事項	<p>1 八千代市水道料金等コンビニエンスストア収納事務委託に関する検査について</p> <p>八千代市水道料金等コンビニエンスストア収納事務委託について，平成 30 年度から委託契約書に基づき収納事務の執行状況に関する検査を書面で実施したが，検査結果に対する適否の判断がなされていなかったことから，今後は適正な事務手続をされたい。</p>
上水道課			特に指摘，要望する事項はない。
下水道課	公共下水道事業会計	指摘事項	<p>1 下水道占用許可願の様式について</p> <p>下水道占用許可願については，八千代市下水道条例施行規程（平成 20 年企業管理規程第 6 号）において様式が定められており，当該様式内に起案日，決裁日，通知日及び決定区分欄が設けられているが，占用許可手続に当たり当該欄が未記載となっていたことから，今後は適正な事務手続をされたい。</p> <p>また，現在は別に起案により許可の可否を決定していることから，当該欄の必要性についても併せて検討されたい。</p>